

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（B）用レベル計に指示値不良が認められたため、対応検討	D	
2	2号機	気体廃棄物処理系排ガス活性炭ホールドアップ設備入口側サンプリング装置用計装ラック出口弁の動作確認において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	第4給水加熱器（A）のチューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計158本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
4	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）蒸気加減弁開度計の点検において、当該弁開度検出器用の機内配線接続部に絶縁不良が認められたため、当該開度計を交換	D	
5	2号機	第1給水加熱器（B）用ドレンレベル調整弁等（2台）の位置検出器の点検において、内部部品に磨耗が認められたため、当該部品を修理	D	
6	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の点検において、タービンの翼端押え用外周カバーを損傷させたため、当該カバーを修理	C	
7	2号機	主蒸気隔離弁グランドリーク水排出弁の開閉操作ハンドルが、弁棒ネジ部の潰れにより操作困難であるため、当該ネジ部を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉建屋換気空調系給気処理装置内のフィルタ交換に伴う給気風量の増加により、当該建屋の大気間差圧が負圧状態から、一時的に極弱い正圧（0.08KPa）となったため、非常用ガス処理系の手動起動ならびに当該建屋換気空調系の排気ダンパ開度の調整により、当該建屋差圧を負圧に回復及び対応検討	C	
9	5号機	高圧・低圧復水ポンプ軸受温度記録計に高圧復水ポンプ（A）軸受温度の指示値不良が認められたため、当該温度記録計用制御回路を点検・修理	D	
10	5号機	ストームドレン処理建屋南側の屋外に設置されている構内通話装置に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
11	6号機	過渡現象記録装置の磁気テープ読取装置に磁気テープの取外し機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
12	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）用冷却水空気冷却器の監視用TVカメラ制御装置等（2台）の点検において、撮影用照明装置の不点灯等が認められたため、当該カメラ制御装置を点検・修理	D	
13	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）の軸受潤滑油シール部からの油のリーク量増加（約32cc/分）が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系冷凍機（A）用圧縮機（1・2）は、起動直後に「油圧低」の警報が発生し、自動停止するため、当該ポンプ制御用油圧検出回路を点検・修理	D	
15	その他	通信用光ケーブルの移設工事において、停止対象外の通信回線である発電所共用ネットワーク及び高速IPネットワーク回線を、誤って一時的に全面停止（約32分間）させたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで